

部落解放研究所おしらせ

第六回全国部落解放研究者集会 部門別会議の概要

人権・行政部門会議報告

人権・行政部門会議では、最初に「興信所・探偵社規制条例(案)」の問題について、そのとりくみ経過を中心に研究所の友永事務局長より報告をうけました。この問題の発端は、一九七五年の「部落地名総鑑」差別事件であり、この糾弾闘争の中で「地名総鑑」の作成者が判明したものの、法務省の調査にも応じないという悪質な態度がみられ、現行法制上はその作成者を処罰したり強制的に調査に応じさせるとい

うこともできない事態が生じました。さらに深刻な問題として、「地名総鑑」を作成したり、それを活用する興信所・探偵社による差別的な身元調査の実態が明らかとなりました。しかし、これにも全く手がつけられないまま放置されてきたわけです。このような中から差別を商う興信所・探偵社に対して何らかの法的規制が必要であるとの声が高まり、さまざまな角度からの検討の結果、「興信所・探偵社規制条例」を大

阪府に制定させようとの考えにまとめられていきました。

大阪府の方でも条例内容の検討は早くより始められ、最初に「登録制」という形での対応が出ましたが、これだけではあまりにも不十分であることが指摘され、次に「プライバシー保護条例」という形で広くプライバシーを保護していく方向の論議もおこりましたが、とりわけ緊急性のあるものというところで、興信所・探偵社に対する規制条例に集約されてきました。今、九月大阪府議会での条例化がめざされています。以上のような報告がなされました。

ついで、この条例の具体的内容に関わって、昨年から一年近くかけて大阪府内部で「専門家懇話会」が設けられ、その中で論議されてきた経過について、関西大学の森井暉教授より報告をうけました。論議の一つは、府県の段階で条例化できるのかど

うかという点です。人権擁護ということでは法務省が所轄になってくるわけですが、府県行政のレベルでどうかという問題です。第一点目には、規制の対象範囲です。部落出身者だけに限定するのか、あるいは他の被差別者や誤情報による被害者に対しても対象を拡げるべきなのか、ということが論議になりました。一応の結論として、今日の興信所・探偵社の問題点が具体的に部落差別に集中していること、また対象を拡げた場合、規制の仕方にさまざまな検討を要する側面があり、まだまだ研究を深めなければならぬ、ということから、今回は、部落差別にしばられた興信所・探偵社規制条例となったわけです。第三点目には、興信所・探偵社の遵守事項の明示ということでの論議です。最低基準を盛り込むことは必ずかしい課題ですし、あるいはこの条例で規制されるのは大阪府下の興信所・探偵社のみで、他府県の事業所については対象になりません。また、この条例が制定されたとしても、部落差別につながる身元調査が〇〇%なくなるとは考えられないわけで、基本的には、身元調査を必要とする人

々が存在する社会そのものが、抜本的に改められなければならないわけですが、条例化されることにより、大きな教育的効果が期待できるし、今、できる最大限のことをやりぬこうという姿勢から、条例案がまとめられました。以上のような経過についての報告でした。

討論の中では、規制の対象を部落差別だけにしぼるのか、他の差別にも拡大するか、あるいは興信所・探偵社だけでなく、信用調査機関にまで対象を拡げるべきか、との意見も出されました。また、宗教教団の差別体質と関わって、お寺の過去帳が身元調査に使われている問題へのとりくみの必要性なども出されました。これらの意見をふまえて、九月大阪府議会での条例化にむけとりくむことが確認されました。

次に、「個人給付の見直しをめぐる各地の動向」について、府同僚の荻田哲男氏より報告をうけました。

新法制定以後、同和行政の見直しとして、特に個人給付の見直しがいくつかの自治体で進められてきているわけですが、その発端は一九八〇年の大津市個人給付事業

の見直し作業にはじまり、それに続いて八尾市、北九州市、尼崎市、神戸市、伊丹市、埼玉県、大阪府等々、各地で同様の動きがあらわれてきました。この傾向を分析すると、全体として言えることは、個人給付の見直しは一般財政事情の悪化のしわ寄せとして、その補填策として打ち出されていることです。個人給付見直しの理由としては、個人給付が部落住民の自立や自助努力を妨げているということが主張され、機械的に「削減」や「廃止」がうち出されてきているパターンがあると、紹介されました。

これらの動向に対する正しい対応としては、第一に、前述のような人権・福祉予算削減としての機械的な個人給付削減・廃止はやめるべきことを迫ることです。第二に、具体的な部落の生活実態を基礎にした個人給付の見直しであるべきこと。この点では一九八二年の大阪部落実態調査によっても明らかのように平均世帯年収が全体より三〇%も低く、不安定な就労実態が多くあり、総じて低位な生活水準にあり、これらの点の解決のために必要な、これまでの

個人給付も含めた施策を抜本的に充実させる必要を示しています。その反面では、公務員労働者が二〇年前に比べて大きく増加している現実もあり、そのためには地元と協力した実態調査をとりくむ中で、これらの実態に合わせた検討が必要となつていきます。第三に、格差是正ということがよく言われているが、その内容、何を基準にしての格差であり是正なのかがいまいちなままに、「格差はなくなった」、「同和とりすぎだ」と一方的に結論づけられている点の検討です。その点では一九六七年の大阪府同和对策審議会答申に示された格差是正の考え方を再認識することが大切となつていきます。第四に、日本の社会保障政策全体の中での同和对策の位置やその果たしている役割についての提起の必要性についてです。日本の社会保障や福祉が国際的にはまだまだ貧困な状況にあつて、部分的には同和对策事業による諸施策がその底上げの役割を果たしているわけです。その点の解明をふまえての取組みが今後は重要です。

その他に、真に部落解放に役立つ（生活実態の向上、国民の差別意識の撤廃等々）

内容となつているかという観点からみていくと、同和事業の制度的欠陥、見直しの論議が出てきて当然ともいえる側面、事業内容の場当たり性や事業執行のあり方、民主的管理を強めていく課題なども存在し、これらは、先へのべたマイナスの方向、財政が苦しいから機械的に個人給付を削減するという方向ではなく、部落解放につながる同和事業のあり方という積極的な検討を進める必要が強調されました。そして最後に、こうした論議は、新法二年の期限後をひかえ、高まりつつある「部落解放基本法」制定の論議ともあわせて、方向づけていくことが大切である、と集約されました。

以上で、人権・行政部門会議の報告を終ります。

（報告者・中村清二）